

～地域づくり活動センター～

「人材配置」及び「設置箇所」について

(案)

本資料39は、地域づくり活動センターの人材配置における基本的な考え方を示すものです。

センターの「設置箇所」は、検討事項5，6の会においてご検討頂くこととなりますが、人材配置についてご検討を頂く上での前提条件(案)として必要な考え方となるため、予めお示し致します。

検討事項3にてご意見頂きましたセンターの4つの柱である

「行政窓口の場」

「人づくり学びの場」

「支えあい・つなぎの場」

「地域づくりの場」

が機能として備わることとし、必要な人材配置についてご検討
頂きますようよろしくお願い致します。

地域づくり活動センター

自助
共助
協働
公助

(地域づくり活動)

地域づくりの場

(防災・福祉・地域交通)

支えあい・つなぎの場

(生涯学習・社会教育)

人づくり学びの場

(行政相談窓口)

行政窓口の場

【行政窓口の場】 本庁や支所に行かなくても行政手続きや相談ができる場

【支えあい・つなぎの場】 人口減少を迎える地域の課題といえる「防災」「福祉」「地域交通」などに資する取り組みを支援する場

【人づくり学びの場】 「生涯学習・社会教育」を推進する場

【地域づくりの場】 課題解決型の住民自治である地域づくりの場

1 人員配置

【基本的な考え方】

- ・現公民館に配置されている職員数を確保し、センター職員は係長（級）に格上げするとともに、地域任用職員（1名：予算範囲内により変動有）の雇用を可能とする。

職 員		行政上の身分	業務内容	検討課題	備 考
公民館（現在）	センター				
館長 （会計年度任用職員）	センター長 （会計年度任用職員）	○	センターの総括 ・各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する ・センター事業実施における職員への指示	・権限と指示系統の明確化（センター職員内と地域任用職員） ・勤務形態等の見直し	
主事 （一般行政職員：主任級以下）	センター職員 （一般行政職員：係長（級））	○	・行政窓口の場の対応 ・人づくり学びの場の推進 ・支えあい・つなぎの場の推進 ・地域づくり活動の連携・協働	・地域任用職員との関係 ・センター職員へ業務が集中することでの業務過多の心配がある	
会計年度任用職員	会計年度任用職員	○	・センター職員を補佐	・地域任用職員との関係	
—	地域任用職員 （地域が任用）	×	・地域づくり組織の事務局等 ・諸団体等の事務局等 ・地域課題に関する業務	①人材確保が難しい地域がある ②センター職員との関係 ③守秘義務の扱い（情報漏えい） ④今後の人件費の財源確保 ⑤職員と事務所を共有すること	・基礎型交付金に人件費相当分を加算し、その原資をもって、地域づくり組織で任用。 ・勤務形態や人数は地域裁量

※現在公民館がない地域においては、拠点の有無及び行政機能等と共に人員配置についての十分な検討が必要である。

2 センター(組織・拠点)の設置箇所

【基本的な考え方】

- ・センター(組織)は、旧小学校区(27)に一つ設置する。
- ・センター(組織)は、一つの拠点を有する。
- ・センター(拠点)は、原則、現公民館を移行するものとする。
ただし、施設の老朽化等により移転(新設、有休施設の活用)が必要なものと及び現在公民館がない地域については、例外的な措置を講ずる必要がある。

- ・センター(組織)とは、条例上に規定するもの。
- ・センター(拠点)とは、活動拠点であり建屋(現公民館など)。

2 センターの設置箇所(移転)

施設老朽化等により施設の延命化をしないと判断する公民館については、次のとおり移転(新設、有休施設の活用)を検討する。

旧町	地区名	地域づくり組織名	移転先	備考
城川町	土 居	ふるさと創生会	土居小学校跡地外(案)	地元建設検討委員会にて検討中
三瓶町	二木生	にきぶ地域づくり会	二木生保育園用地(案)	休園中

2 センターの設置箇所(公民館がない地域)

基本的には、(旧)小学校区に1つセンター(拠点)を設置することとするが、これまでの歴史的背景や地域の実情及び地域の要望等を考慮し、拠点を当該(旧)小学校区内に設置しないことも検討する。

旧町	地区名	地域づくり組織名	小学校区	隣接地区公民館
野村町	大野ヶ原	大野ヶ原むらおこし会	大野ヶ原小学校	惣川公民館
三瓶町	周木	周木ビリ島むらおこし会	(旧)周木小学校	三瓶北公民館
三瓶町	下泊	下泊地域づくり振興会	(旧)下泊小学校	三瓶南公民館